別紙2

＜軽度者に対する福祉用具貸与チェックシート＞

表1「第94号告示第31号のイ」の状態像に該当する軽度者である

NO → 貸与不可

YES ↓

直近の基本調査結果が表1の「第94号告示第31号のイに該当する基本調査の結果」に該当する

YES →

貸与可(市への書類の提出は不要)

必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して貸与継続の必要性を検証すること

→ 必要性有の場合 → 利用開始

NO

（1）対象種目が車椅子、移動用リフト（段差解消機）である。

→

主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を開催し、福祉用具貸与の必要性を検討すること

貸与を認める場合、**市の判断は不要です**が、下記の**書類を揃え市へ提出**してください。

①サービス担当者会議の要点
②軽度者に対する福祉用具貸与を必要とする届出書（サービス担当者会議報告書）
③居宅（介護予防）サービス計画書の写し
※貸与に関する医師の意見が記載されたもの

◆必要に応じて随時、主治医に対し意見を求め、サービス担当者会議を開催し、貸与継続の必要性を検証する。継続の場合は再度、上記書類を市へ提出する。

→ 必要性有の場合 → 利用開始

（2）対象種目が上記（1）以外である。

↓

医師の所見がある

所見なし → 貸与不可

所見あり ↓

サービス担当者会議にて貸与の必要性がある

必要性なし → 貸与不可

必要性あり ↓

市で貸与の要否を判断します。以下の書類を**貸与開始前に提出**してください。

①サービス担当者会議の要点
②軽度者に対する福祉用具貸与を必要とする届出書
③居宅（介護予防）サービス計画書の写し
※医師の所見及び医師名を記載
【医師の所見→算定の可否の判断基準（ｉ）～（iii）のどの状態に該当するか記載する】

◆必要に応じて随時、主治医に対し意見を求め、サービス担当者会議を開催し、貸与継続の必要性を検証する。継続の場合は再度、上記書類を市へ提出する。

→ 新発田市で確認 → **「軽度者に対する福祉用具貸与費の算定に関する確認通知書」を介護支援専門員等へ送付** → 算定可の場合 → 利用開始